

## 医療分野の「雇用の質」の向上のための企画委員会設置要綱

### (企画委員会の設置目的)

第1条 医療分野の「雇用の質」の向上のための企画委員会（以下「企画委員会」という。）は、医療分野の「雇用の質」の向上のための取組を進めるに当たって、地域が直面する課題を関係者間で共有するとともに、関係者が協働して課題の解決のための方策を具体化し、適切な役割分担の下に効果的に取り組み、さらにその成果を検証し、取組内容を改善するための恒常的な連絡協議の場として設置・運営するものとする。

### (企画委員会における内容)

第2条 企画委員会は、医療スタッフの勤務実態等について、関係者間での現状認識、問題意識を共有することに加え、関係者が協働して、地域の医療従事者の勤務環境の改善等に取り組むための協議等を行うことを内容とする。

### (企画委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、社団法人岡山県医師会、一般社団法人岡山県病院協会、公益社団法人岡山県看護協会、岡山県保健福祉担当部局・労働担当部局及び岡山労働局職業安定部・雇用均等室・労働基準部の関係各課室から選出する。

2 企画委員会の委員長は岡山労働局労働基準部長とし、監督課長を委員長代理とする。

3 委員は、年度ごとに選出されるものとし、任期は各年度末までとする。

4 委員がやむを得ない理由により企画委員会に参加できない場合には、代理による出席ができるものとする。

5 委員長は本条第1項の委員のほか、必要と認めた者を臨時委員とし、委員会に参加させることができる。

### (企画委員会の開催等)

第4条 企画委員会は、委員長が招集し、年2～3回開催を原則とする。

2 企画委員会は、委員長が議長となる。

3 企画委員会は、必要が生じた場合は委員長の招集により臨時に開催することができる。

### (企画委員会等の運営)

第5条 企画委員会の事務局は、岡山労働局労働基準部監督課に置く。

(本省への報告)

第6条 企画委員会については、毎回の開催後、事務局がその概要について、厚生労働本省労働基準局労働条件政策課に報告するものとする。

(設置要綱の改廃)

第7条 本設置要綱の改廃については、企画委員会の出席委員の半数の議決により承認されるものとする。

(その他)

第8条 本設置要綱に定めがあるもののほか、必要な事項については、企画委員会委員が協議して定める。

附則

- 1 この要綱は平成23年11月16日から施行する。
- 2 第4条第1項の規程にかかわらず、最初の企画委員会は岡山労働局労働基準部長が招集する。
- 3 この要綱は平成24年5月30日から改正し施行する。
- 4 この要綱は平成25年9月3日から改正し施行する。